

様式 1

事業報告書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 橋口皮膚科

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県南九州市川辺町今田 284 番地

(3) 設立認可年月日 平成 21年 2月 25日

(4) 設立登記年月日 平成 21年 3月 9日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	橋口 貴樹	
理事	橋口 依里子	
同	橋口 和子	
同	森本 幸子	
同	橋口 遥樹	
同	橋口 依菜	
同		
監事	酒匂 健寿	
同		
評議員		
同		
同		

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	橋口皮膚科	鹿児島県南九州市川辺町今田 284	無床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3特別医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 5 月 12 日 令和 2 年度決算の決定

令和 3 年 6 月 10 日 新理事選任

令和 3 年 6 月 23 日 定款変更、理事数変更

様式 2

法人名 医療法人 橋口皮膚科
 所在地 南九州市川辺町今田284番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	318,288 千円
2. 負 債 額	40,362 千円
3. 純 資 産 額	277,926 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	117,107
B 固 定 資 産	201,180
C 資 産 合 計 (A+B)	318,288
D 負 債 合 計	40,362
E 純 資 産 (C-D)	277,926

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 橘口皮膚科

※医療法人整理番号

所在地 南九州市川辺町今田284番地

貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	117,107	I 流動負債	40,362
II 固定資産	201,180	II 固定負債	0
1 有形固定資産	22,009	負債合計	40,362
2 無形固定資産	224	純資産の部	
3 その他の資産	178,945	科 目	金 額
		I 基 金	5,000
		II 積 立 金	272,926
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	277,926
資産合計	318,288	負債・純資産合計	318,288

法人名 医療法人 橘口皮膚科

※医療法人整理番号

所在地 南九州市川辺町今田284番地

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	349,269
2 事業費用	300,189
本来業務事業利益	49,080
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	49,080
II 事業外収益	15,962
III 事業外費用	170
經常利益	64,872
IV 特別利益	0
V 特別損失	2,018
税引前当期純利益	62,854
法人税等	17,135
当期純利益	45,718

様式 6

監事監査報告書

医療法人 橋口皮膚科
理事長 橋口 貴樹 殿

私は、医療法人橋口皮膚科の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月 21日
医療法人 橋口皮膚科
監事 酒匂 健寿